

衆議院文部科学委員会ニュース

【第 198 回国会】平成 31 年 4 月 3 日（水）、第 7 回の委員会が開かれました。

1 理事の辞任及び補欠選任

- ・理事の辞任を許可し、補欠選任を行いました。

辞任 理事 宮川典子君（自民）

補欠選任 理事 大塚拓君（自民）（理事宮川典子君今 3 日理事辞任につきその補欠）

2 大学等における修学の支援に関する法律案（内閣提出第 21 号）

学校教育法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 22 号）

- ・柴山文部科学大臣、門山法務大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者）初鹿明博君（立憲）、中川正春君（立憲）、川内博史君（立憲）、吉良州司君（国民）、岡本充功君（国民）、畑野君枝君（共産）、杉本和巳君（維新）、吉川元君（社民）、笠浩史君（未来）

（質疑者及び主な質疑事項）

初鹿明博君（立憲）

- （1） 大学等を退学又は除籍となった外国人留学生
 - ア 所在の把握状況及び現時点で把握できている者の割合
 - イ 所在不明により除籍となった者の数を公表する必要性
 - ウ 大学のキャンパスごとに留学生の情報を把握する必要性
- （2） 不正行為により処分を受けた学校法人と同一グループにある別の学校法人による大学等の設置認可申請を認可したことについての柴山文部科学大臣の見解
- （3） 大学の別科の定員を規制する必要性
- （4） 「学校教育法等の一部を改正する法律案」
 - ア 監事の選任
 - a 理事長による選任ではなく、評議員会により選任する必要性
 - b 理事長の親族を選任することの可否及び選任できる親族の人数
 - イ 理事全員が評議員を兼務した際の評議員会の中立性
 - ウ 学校法人が定める寄附行為
 - a 「寄附行為」の名称を「定款」に変更する必要性
 - b 本法律案により行われる情報公開の具体的な方法
 - エ 特別の利益供与の禁止
 - a 学校法人の役員となっている者が役員を務める別法人と契約することの是非
 - b 学校法人における契約の透明性を確保する必要性
 - オ 理事長の解任手続に係る規定を本法律案に盛り込む必要性
- （5） 授業料等減免や給付型奨学金の拡充による修学支援の実施ではなく、授業料自体の引下げを優先して行う必要性

中川正春君（立憲）

- （1） 「大学等における修学の支援に関する法律案」
 - ア 教育の機会均等の観点から、将来的に所得制限のない大学の授業料の無償化を実現する必要性
 - イ 大学の授業料の無償化と奨学金制度の在り方を分けて整理する必要性
- （2） 「学校教育法等の一部を改正する法律案」
 - ア 一部の私立大学に見られるガバナンス不全や厳しい経営環境を踏まえた法改正となっているかの

確認

- イ 理事会の在り方を見直す必要性
- ウ 学校法人の情報公開の対象として原本の公表を求める必要性
- エ 監事の選任権を理事長から評議員会に変更する必要性
- オ 文部科学省が目指す今後の国立大学法人の連携の在り方

川内博史君（立憲）

- (1) 授業料等減免制度の創設ではなく、国立大学法人運営費交付金や私学助成等の基盤的経費の補助の拡充により、各大学による学生への経済的支援の充実を図る制度とする必要性
- (2) 安倍内閣総理大臣の施政方針演説におけるひとり親家庭の大学進学率の上昇に係る記述
 - ア 児童扶養手当の増額及び給付型奨学金の創設との因果関係が存在しないことの確認
 - イ 該当部分の英語訳における「As」の用法についての解釈
 - ウ 内閣官房に対する質疑通告の有無

吉良州司君（国民）

「大学等における修学の支援に関する法律案」

- ア 本法律案の目的及び該当する政策区分
- イ 本法律案の目的が貧困の連鎖を断ち切り格差の固定化を防ぐことであることの確認
- ウ 本法律案における具体的施策による上記目的の達成見通し
- エ 低所得世帯の子供が私立大学医学部への進学を希望した場合の本法律案による支援内容
- オ 子供の学力を決定する要因
- カ 貧困の連鎖を断ち切り格差の固定化を防ぐため低所得世帯の子供の学力向上に資する取組を支援する必要性
- キ 三大都市圏と旧帝国大学を除いた国立大学の入学金・授業料無償化の是非
- ク 高等教育の無償化に係る国の負担（7,100億円）を、「公立中学・高等学校の補助教員の配置による低所得世帯の子供の学力向上」、「三大都市圏と旧帝国大学を除く国立大学の入学金・授業料無償化」、「社会的ニーズが高い職業分野への進学支援」に充てる提案についての柴山文部科学大臣の見解

岡本充功君（国民）

(1) 「大学等における修学の支援に関する法律案」

- ア 現在の大学数及び今後の見通しについての柴山文部科学大臣の見解
- イ 大学進学者及び大学教育の質についての柴山文部科学大臣の見解
- ウ 大学における財務指標や会計基準と教育の質の関係性
- エ 大学経営に係る帳簿外に資産がある場合に、確認要件を満たさないと判断された大学が訴訟を起こす可能性
- オ 財源が確保された場合に支援の対象範囲を拡大する可能性

(2) 「学校教育法等の一部を改正する法律案」

- ア 私立学校法における学校法人の理事長の選任及び解職に関する規定
 - a 東京福祉大学を設置する学校法人における理事長の選任及び解職に関する規定の有無及び不祥事による理事長辞任後の後任
 - b 私立学校法において同規定が設けられていない理由及び社会福祉法人の場合と同様に同規定を設ける必要性

- (3) 大学等を退学又は除籍となった外国人留学生
 - ア 複数の学校に在籍する外国人留学生の存在を勘案すると文部科学省が公表する外国人留学生数よりも実数が少なくなる可能性
 - イ 在留資格（留学）により入国したが学校に在籍していない者が存在する可能性
 - ウ 在留資格（留学）に係る在留外国人数（法務省公表）と外国人留学生数（文部科学省公表）の乖離の理由及び不法残留防止の観点から留学生の在留状況について法務省が新たな手法で調査を行う必要性

畑野君枝君（共産）

- (1) 「高等教育・研究改革イニシアティブ（柴山イニシアティブ）」の基本的な考え方及び大学の類型化についての柴山文部科学大臣の見解
- (2) 「学校教育法等の一部を改正する法律案」
 - ア 大学認証評価
 - a 不適合の場合における文部科学大臣への報告又は資料提出要求の目的及び内容
 - b 認証評価基準変更の有無
 - c 認証評価の結果を国立大学法人評価に反映させる仕組みを設けた理由
 - d 認証評価の結果が国立大学法人運営費交付金の算定に影響を及ぼす可能性
 - イ 国立大学法人における「理事長」と「大学総括理事」の設置
 - a 教育研究評議会の構成員に「理事長」が加わる理由
 - b 教育研究評議会においては議長である大学総括理事の意見が尊重されるべきであるとの意見に対する文部科学省の見解
 - ウ 私立学校法において学校法人の責務の規定を新設する目的
 - エ 平成 26 年の学校教育法及び国立大学法人法の一部改正に係る施行通知
 - a 私立大学の学長等の人事については法改正の対象外としながらも選考方法の再点検、見直しの指示を行った理由
 - b 当該通知を根拠に学長選挙の廃止、教授会の形骸化が進められた事例についての文部科学省の見解

杉本和巳君（維新）

- (1) いじめの予防に関する措置の重要性及び政府全体で施策を講じる必要性についての柴山文部科学大臣の見解
- (2) 「学校教育法等の一部を改正する法律案」
 - ア 我が国や欧米における大学の入学金及び授業料の状況
 - イ 監事の選任に関しては、理事長の判断のみで選任するのではなく、理事会が選任することが適当であるとした、大学設置・学校法人審議会学校法人分科会学校法人制度改善検討小委員会の報告書を踏まえた法改正を行う必要性についての柴山文部科学大臣の見解
 - ウ 官民イノベーションプログラムにおいて 4 国立大学法人に出資された出資金の使用状況及び政府の評価
- (3) 私立大学等において学部単位での事業譲渡を行う際の審査内容
- (4) 独立行政法人日本学生支援機構への文部科学省OBの天下りの有無

吉川元君（社民）

- (1) 国立大学法人運営費交付金の評価配分の割合を増やす理由

- (2) 「学校教育法等の一部を改正する法律案」
- ア 大学評価基準の適合認定を全ての大学に義務付ける必要性及び具体的な立法事実
 - イ 不適合とされた場合
 - a 文部科学大臣への報告又は資料提出要求が大学の自主性等の尊重を掲げる教育基本法第7条第2項に抵触する可能性
 - b 不適合とされたことにより違反する可能性のある法令の具体例
 - c 文部科学大臣への報告又は資料提出要求が運営費交付金等の削減に繋がらないことの確認
 - ウ 学校法人の責務の規定の新設（改正後の私立学校法第24条関係）
 - a 同条を新設する目的
 - b 学校法人の自主的な運営基盤の強化を同条に盛り込んだ意図
 - c 教育の質の向上を学校法人の努力義務とすることにより、理事会が大学よりも上位の位置付けとなることへの懸念
 - エ 中期計画の策定の規定を私立学校法に新設する（改正後の第45条の2）ことにより、理事会や理事長の教育課程への関与又は権限が強まる懸念
 - オ 今回の法改正が理事会や理事長の権限強化を後押しし、大学の自治及びガバナンスに悪影響を与える懸念
- (3) 平成26年の学校教育法及び国立大学法人法の一部改正等に係る施行通知
- ア 中央教育審議会における審議結果を盛り込んだ事実の有無
 - イ 同通知の意義
 - ウ 法改正後に行われた有識者会議の意見を盛り込むことの妥当性
 - エ 同通知に併せて、全ての大学に対し内部規則の総点検等の説明会の開催等を行った事実の有無
 - オ 同通知に法改正以外のものを盛り込む場合に事前に国会に諮る必要性
 - カ 今回の法改正後に見込まれる施行通知の扱い

笠浩史君（未来）

- (1) 大学等を退学又は除籍となった外国人留学生
- ア 東京福祉大学において多数の留学生が所在不明となっている問題に関し、法務省と連携した文部科学省による詳細な実地調査等の現状
 - イ 外国人留学生の退学者、除籍者、所在不明者の報告が、大学側の自己申告にとどまることの確認
 - ウ 東京福祉大学のガバナンス
 - a 平成30年度の私立大学等経常費補助金が50%減額された事実関係及び理由
 - b 過去に刑事処罰を受けた元理事長の学校運営への関与の態様
 - c 系列の専門学校の学則において、役員を理事長及び創設者と記載しているとの報道の確認
 - d 今回の私立学校法の改正による、このような事例是正の可否
 - エ 大学における非正規研究生等の受入れ及び環境
 - a 研究生等についての法令上の定義の有無
 - b 大学による自由な受入れの判断の可否
 - c 東京福祉大学の教室の実態が大学設置基準に抵触するか否かの確認
 - d 研究生等の教育環境の基準を整備する必要性
 - オ 法務省と連携した詳細な実地調査等の必要性
- (2) 国立大学法人の統合
- ア 学内に反対論がある静岡大学と浜松医科大学の統合に対する文部科学省の認識
 - イ 教職員も含めて合意形成を図ることの重要性に対する柴山文部科学大臣の見解
- (3) 税を財源とする高等教育の無償化について国民の理解が得られていない原因

- (4) 社会人の学び直しに関し、企業側の理解を得るために行うべき働きかけについての柴山文部科学大臣の見解